緊急対策給付金実施要綱

令和6年5月28日制定 (一社)山口県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人山口県トラック協会(以下、協会という。)が、昨今 の燃料油価格等の高騰に鑑み、会員事業者(以下、会員という。)へ保有車両台数に応じて給付金を交付することにより、会員の燃料購入等の一助を目的とする。

(資格・要件)

- 第2条 協会は、協会の会員へ令和5年度末(令和6年3月31日)の貨物自動車登録車 両(緑ナンバー)数の規模に応じて給付する。
- 2 1社で複数の支部に入会している場合は、会員ごとに第6条の申請が必要である。この場合、振込先は同一でも構わない。

(給付金の基準日)

第3条 会員及び貨物自動車登録車両数の基準日は令和6年3月31日とする。

(給付金額)

- 第4条 給付金額は、以下のとおりとする。
 - (1) 貨物自動車登録車両数10両以下
- 200.000円
- (2) 貨物自動車登録車両数11両以上50両以下 500,000円
- (3) 貨物自動車登録車両数51両以上 800,000円
- 2 令和6年度第1四半期会費請求車両数を対象とする。

(申請期間)

第5条 令和6年6月18日~令和7年2月末日までとする。

(交付申請)

第6条 給付金の交付を受けようとする会員は、様式1の「令和6年度緊急対策給付金申請書」に必要事項を記入のうえ、所属支部経由で協会に申請を行うものとする。

(給付金の交付)

第7条 協会は、第6条の給付金申請書の提出があった場合は、その内容を精査し、条件 に適合すると認めたときは、当該給付金額を確定して、会員に給付金を交付する。

(給付金の返還)

- 第8条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した給付金の返還を命じることができる。
 - (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき
 - (2) 虚偽その他不正な手段により給付金の交付を受けたとき

附則

本要綱は令和6年6月18日から適用する。